

(表紙)

(ラベル)
「海舟日記」
第六号

用箱^(カ)
日記

(見返し)

急三辺方

複炭酸曹達老 五分
酒石酸三 五五分
糖廿五 五

火酒 一合
橙皮油 二滴
水 従好

西米国飛脚船
コロラード「グレーデポプレーキ

仏郎西教師
惣督給料 貳百五拾兩 三百七拾五兩

士官四人 貳百廿五兩

総計一ヶ月貳千貳百五十兩

総人員拾五人

(以下3頁にわたり、数式などのメモ 口絵写真3・4参照)

丁卯

正月廿八日 島立甫之話ニ云、

蚕に喰しむるに、楮木・はちす・楓は桑と功を等敷

すと、是れ西洋農産書中ニ見出

二月朔日

和蘭之ポルスブルック江逢接、開陽船近々着船、右

代価之書付并船中江積込品書付并閣老江差出

す書翰受取

二日

(1) 蘭学者 南部藩
出身

(2) オランダ総領
事・外交事務官

昨日之御書翰等出雲殿江差上⁽³⁾

昨日、小鹿米利堅留学願御免相濟、御書取受取⁽⁴⁾

先日、神奈川奉行より差越米国士官ブロック新発明

之事ニ付云々書翰肥前殿より受取、明日肥後殿江⁽⁵⁾

転末言上之積⁽⁶⁾

三日 上野より、十万石以下諸侯、百石ニ付何程之賦を出さしめ、⁽⁷⁾

海軍御入用ニ充つる之談有之、且御船之御払之話あり

四日

当時御在合之御船

觀光 朝陽 蟠龍 富士 翔鶴 黒龍 順動

大江 神速 太平 長鯨 奇捷 ファイセン 千代田

回天 龍翔

一昨日、蟠龍品海江乗出し、千代田形試運転

石炭大凡 貳万五千斤 アーンステークン 八百斤

但一エトマール半余、ストームマーケン迄一時余

(3) 立花種恭(若年寄 陸奥下手渡藩主)

(4) 海舟長男

(5) 土岐頼徳(海軍奉行並)

(6) 大関増裕(若年寄・海軍奉行 下野黒羽藩主)

(7) 小栗忠順(勘定奉行・海軍奉行並)

stoondruk
van 25 tt
tot 30 tt

マ―子は八十回転にて六里半余
スクルーフは是に倍すへし

海軍所江仮病院を為すへきことを以て肥田⁽¹⁾江談、昨臘

已来、水卒熱病不堪、困難極るを以て也

また、開陽水夫御給料を以て、フランケントを御買揚之事

西川中四郎家財預り之事⁽²⁾

五日

肥後殿より御話ニ云、昨日英督バルクス云、海軍伝習

として御地江越す者四人、學術兼備せしを⁽⁴⁾選ミて、既に本

国を発せりと

京師木村より来状云、正月廿九日、上様御下坂、⁽⁶⁾仏督江

御対顔、⁽⁵⁾仏人江奇捷船御借有之二付、⁽⁸⁾兵部殿御東帰

には、長鯨・翔鶴之内巻隻、当十二・三日迄二大坂江

可相廻旨也

(1) 肥田浜五郎(軍艦役)

(2) 軍艦組

(3) パークス(イギリス特命全權公使・総領事)

(4) トレーシー、ウィルソン、グラント、ロフソン

(5) 木村喜毅(軍艦奉行並)

(6) 徳川慶喜

(7) ロッシュ(フランス全權公使・総領事)

(8) 稲葉正巳(老中)

明日、英督御浜江罷越、閣・参御出之御沙汰あり

六日

回天来状云、去十二月廿七日、兵庫にて朝鮮人拾式名為乗組、

正月三日長崎江着船、艦損所有之、二月下旬二は兵庫江

乗帆之積と云

順動はヘフトプレート六枚無之、因而銅にて造り、出来之上帰船

之積と云

御殿山外国館残御浜江引候ては如何と云事を以而、浅野作州江

内話す

七日

肥田・伴⁽¹⁰⁾、軍艦頭並被仰付

肥後殿より、壮次郎⁽¹¹⁾の事御談シ、所存言上

翔鶴船大坂出帆御見合之御沙汰有之

八日

格・海軍総裁 安房
館山藩前藩主)

(9) 浅野氏祐(勘定
奉行)

(10) 伴鉄太郎

(11) 石川壮次郎(軍
艦奉行支配組頭)

九日

十日

海軍局石造可然と云事、上州(1)之話有之

十一日

肥後殿江、日本図翻刻之事相願、并開陽船内道

具之品目訳差上

太陽行環之略説認差出 ○本日、日本図翻刻

老岐守殿御聞届済相成(2)

十二日

十三日

肥後殿より、下役(1)下役佐脇某之御談有之

本日、兵庫(3)・小子増之高御証文出つる、局役より蔵宿江遣す

覚

一、御足高千俵

軍艦奉行
勝 安房守

(1) 小栗忠順

(2) 小笠原長行(老
中・外国御用取扱
肥前唐津藩世子)

(3) 木村喜毅

最前御足高 千九百俵

元高 七拾七俵九升三合三勺七才 御藏米
貳拾貳石七斗三升三合四勺貳才 地方
此俵貳拾貳俵貳斗五升六合六勺九才

都合三千石之高二成

外御扶持方七人扶持有来通

一、御足高同断

木村 …

略

右書面御足高、従当卯年勤候内被下候間、

注引付、向後御切米御足高御扶持方、以直判之

手形可被相渡候、但軍艦奉行之儀、向後場所高

三千石、同断並之儀八貳千石二被直下候間、可被

得其意候、以上

慶応三卯⁽⁴⁾

正月 河内印

吉岡栄之助殿⁽⁵⁾

(4) 井上正直(老中)

・勝手御入用掛 遠江

浜松藩主)

(5) 書替奉行

垣屋義助(1)殿(輔)

十四日

浦賀奉行より、御囲石炭之儀ニ付歎願書添到来(2)

今午後一時奇捷丸にて 兵部殿其他砲兵差図役(3)

頭取大木某(3)、礮兵百七十三人、御右筆老人、御普請役老人、

其外乗組、去ル十一日大坂出帆、品海着、西南風強、御迎船

出難く趣、局より申越す(ママ)

十五日

肥後殿より、兵部殿海軍之事御委任相成たる趣御話、

但明夕参上、委細見込可申延旨

釜走船石炭、金港迄之大凡積り

千式百斤 アーンステークン 往返式千斤

帰船アーンステークン 六百斤

此節石炭之価、大凡千斤二付、四両前後

十六日

(1) 書替奉行

(2) 土方勝敬

(3) 大八木吉丞(歩兵差図役頭取)か

小笠原賢蔵米利堅江引残留学願、肥後殿江差出

十七日

浜海局之下絵図大凡積出来、外周石造之積申上積済

十八日

十九日

廿日廿日

廿一日

有泉今日番代

溺死水夫之家属御手当之事、肥後殿御尋有之

上野より仏カ弘船之事談有之、肥田外国人江談判之積

龍翔 大江 フイセン 神速 四隻之事

赤松左京軍艦奉行被命 並 ○望月大象、明日御用召

廿二日 小鹿横浜語字江入塾相願、但米行前両三ヶ月也

大象本日軍艦役被 仰付 ○軍艦奉行並上下役々俸

禄之草稿、浅野美作江渡す

(4) 軍艦組

(5) 有泉敬之丞(軍艦取調役下役)か

(6) 鈴木清甫(表坊主)
(7) 軍艦役勤方
二十二日軍艦役となる

(8) 浅野氏祐

廿三日

溺死之水夫御手当之書付正太郎江渡す

伴鉄⁽¹⁾ 御尊骸御供之御褒美、時服式賜ハる

○英国海軍士官之服章借用之事、柴田江談す⁽³⁾

廿四日

和蘭二御返翰取調(但ポルス⁽⁴⁾より開陽船之義申出たる書翰也)

有泉・矢野沢下役願書差出、調役兩人同断⁽⁵⁾

肥後殿端船出来之趣申上^之

昨日、望月大象京都被遣候旨、御書付を以而被 仰渡

廿五日

本日肥後殿無 御登城

望月大象云、富士船之士官小林文次郎、軍艦役並被 仰付

度旨、但乗組者一同統級操上相願度と云^(等)

甲賀源吾奇捷丸乗組御免相願と云、浜口江朝陽之御修覆⁽⁷⁾

可申渡儀可然と云、讚州之論也⁽⁸⁾

廿六日

和蘭之御返翰案、上野江談之上進達

(1) 伴鉄太郎

(2) 十四代将軍徳川家茂(慶応二年七月二十日薨去)

(3) 柴田剛中(外国奉行)

(4) ポルスブルック

(5) 矢野沢次郎八

(軍艦取調役下役)

(6) 軍艦役

(7) 浜口與右衛門(軍艦役勤方)

(8) 矢田堀鴻(軍艦頭)

翔鶴船^江外国奉行柴田⁽⁹⁾日向乗組、大坂江出帆致すへき
旨、河内殿御達、夜二入有之

廿七日

長鯨
去寅九月
御尊骸御召船
小筒方
御乗船之節乗組不申

水夫小頭
水主同心格
小頭一人
小頭一人

平水夫
四拾九人

小焚小頭
前同断格
同
一人
一人

火焚
五拾一人

大工
一人

鍛冶
三人

御供船大江丸

水主同心小筒方
七人

水夫小頭
一人

(9) 柴田剛中

水夫 式拾八人

火焚小頭 三人

火焚 式拾式人

大工 式人

鍛冶 式人

右之人員(1)小太郎江差出ス

翔鶴船昨夜御達之儀替り、来月二・三日頃迄二出船可為

致、且御用荷札、会津世子便船等致せへ(2)き旨也

廿八日

廿九日

翔鶴船、来三・四日頃出帆之積、会津世子乗組、外国奉行塚原(3)

但馬同断

奇捷・長鯨之内、(オランダ)啞蘭之コンシユル江御借、来月十一日出船可致旨

兵部殿より御書付を以而被 仰渡

晦日

(1) 滝村小太郎（奥右筆）

(2) 松平喜徳（徳川齊昭十九男 会津藩世子）

(3) 塚原昌義 勘定奉行・外国奉行）

翔鶴江、便船仏郎西コック壱人横浜にて為乗組可申、且明日

役々乗組、二日出船可致旨御達

甲賀源吾・塚本垣輔^(極)・小林文次郎軍艦役勤方被仰付候様、

兵部殿江相願ふ、且取調役新柴・安井⁽⁴⁾之兩人、浦賀与力

隠居佐々倉⁽⁵⁾、同与力朝夷捷次郎出役被 仰付候様申上

二日

三日

海局教授掛被 仰渡

四日

五日

海軍伝習掛被 仰渡

六日

七日

海軍伝習之事二付、英之バルクス⁽⁶⁾に逢接す、此頃同人上坂、明日

神奈川迄出張と云

(4) 安井完治(畑蔵軍艦役勤方)

(5) 佐々倉桐太郎

(6) パークス

八日

九日

十日

十一日

十二日

十三日 千代形^(千代田形)出来二付、兵部殿⁽¹⁾・肥後殿御浜より御廻有之⁽²⁾

○長鯨船品川より長崎迄入用 金五千兩

長崎より越前^(敦)つる賀迄、并二品海江帰帆

七千兩 外二用意金 大凡積入 三千五百兩

○東廻り 里数四百七拾三里

一昼夜走進 八拾四里 之積 ワクト 独逸里法七里

ワクト 石炭 拾五万斤 五百五拾兩 百斤二付式拾式匁

諸品并油麻乗組手当共 七拾兩

右、大凡五ワクト 石炭 六千五拾兩

諸品 七百七拾兩

(1) 稻葉正巳(老中 格・海軍総裁 安房 館山藩前藩主)
(2) 大関増裕(若年 寄・海軍奉行 下野 黒羽藩主)

〆六千八百式拾両

外 航海五日見込 三千式百五拾両

先方碇泊日数廿日見込、雑用六百両

惣〆 壹万六百七拾両

西廻

長鯨越前敦賀江廻シ御廻米積入之事、大凡壹万五千

両之入用見込にて、(3) 実際ニ試むること上州江談ス、

且長崎ニ而御修覆之順動船、唐津表之米積入之事同断

本日、商荷御船便積入運送之事ニ付、危険料とて

御勘定にて可使故に、七分ノ割平日同所江可納と談ス

十五日

此日、將軍宣下、御祝義 惣出仕被 仰出出

順動荷積場所大低四百〇五頓、米にして凡式千石積

可積込也

十六日

(3) 小栗忠順(勘定奉行・海軍奉行並)

十七日

十八日

將軍宣下之御祝義

十九日 無出殿

廿日

肥後殿江、軍艦員数表差出ス、但是は京師ニ而取調被仰付
しもの、且護送船之荷物積方、俸錢等之事申上

順動乗組之者、長鯨江便シ、長崎江差遣させ可然旨、并石
炭は唐津之米石積込賃ニ而可相弁旨同断、此儀

上野江相談、大半整ふ

奇捷十八日大坂出帆、今曉着船、但賀州⁽¹⁾より急御用有之、
一封持参す

○富士山 石炭并油入費

一、コーレンホック積込高 四拾万七千四百斤

(1) 板倉勝静(老中
備中松山藩主)

エトマール遣高 凡三万八千斤程

油アーンステーケン百八升 一時間に大凡四升宛

廿一日

廿二日

長鯨出船并乗組事ニ而混雜

廻天帰船、土佐沖にて風波、少損と云

廿三日

廿四日

廿五日

本日、⁽²⁾ 沓岐殿并小栗上野・⁽³⁾ 浅野美作・⁽⁴⁾ 岩田織部・⁽⁵⁾ 織田市蔵・⁽⁶⁾ 平山

凶書・古賀詳一乗組、長鯨船出帆但午時也

⁽⁸⁾ 筑後暴論、小拙時勢之如斯成るを歎し、一言なし

廿七日 昨夜 開陽船和蘭より横浜江着船 ⁽⁹⁾ 内田恒次郎本日登 営

廿八日 ⁽¹⁰⁾ 小鹿米利堅江留学之節、御印章は其先願置、受取

(2) 小笠原長行(老中・外国御用取扱肥前唐津藩世子)

(3) 浅野氏祐(勘定奉行・陸軍奉行)

(4) 岩田通徳(目付)

(5) 織田信重(目付)

(6) 平山敬忠(外国奉行)

(7) 古賀謹一郎(目付)

(8) 水野痴雲(忠徳もと外国奉行・箱館奉行)

(9) 軍艦役

(10) 海舟長男

居度旨書付差遣す、并人相書添

私悴小鹿
(以下空白)

廿九日 開陽船着二付、尋問として横浜江出張

四月朔日

兵部殿江開陽之義言上、午後肥後殿江参上

昨、水府之菊池生来る、当今之形勢を内話す

二日

久留米藩兩人入門

聞く、京師にて、⁽¹⁾民部太輔殿仏郎西江御出之事は、兵庫

開港之御談判之為被差遣趣を以而、御所江被仰上、伺濟

にて御船発なりしに、当節英其他之事務輩出阪して

(1) 徳川昭武(清水家当主 徳川斉昭十
八男)

兵庫開港之議興れり、此頃再ひ 当今開港ニあら

されは不能と云御事、至理を以て 被 仰立ありしかは、

民部殿之御事と反して物議なきにしもあらず、

会津は、其世子余丸磨(と丸)を留京せしめ、一と先帰国に

可成よし、嗚呼、会家忠ならざるに非らずといへ共、其見

狭小にして、終に労苦も其功を終へず、事勢に不達

して空敷旧法を固守せしかは、今日爰に及へり、また

憐むべきかな

三日

御印章被下候二付、外国奉行江可談旨願書江御下取(ママ)

御渡し

昨、矢田堀(3)讚岐、開陽艦乗組被仰渡

四日

五日

六日 千代田形試運転有之

(2) 松平喜徳

(3) 矢田堀鴻(軍艦頭)

御印章石野筑前より受取

七日 中島三郎助被召出之事進達

八日

九日

十日 △⁽³⁾ 米之工司江小鹿留学之事頼ミ

△ 肥後殿・宮内殿金川開陽江御尋問二付、御同行

十二日 帰府

長鯨船金川江入港、大坂より蘭人、英・仏人乗組、

主膳殿・美作殿同断、直ニ御上陸、長鯨は荷物陸揚濟

之上長崎江出帆、夫より唐津并敦賀表江相廻り候積、

順動之乗組は長崎ニ荷物有之次第、上海行之積

十三日

内田・榎本・沢・田口之身分御抜擢被下候様願書進達

十四日

米利堅工士より、留学之儀ニ付書翰差越す

(1) 石野則常(外国奉行)

(2) もと軍艦頭取出役 この春再奉公、軍艦組出役となる

(3) この行が十一日の記事であることを示す

(4) 織田信愛(海軍奉行並)

(5) 京極高富(若年寄 丹後峰山藩主)

(6) 内田恒次郎(軍艦役)

(7) 榎本武揚(軍艦役出役)

(8) 沢太郎(左衛門(軍艦奉行並組))

(9) 田口直次郎(下総関宿藩士)

(10) ファルケンブ

於京師 浅野美作殿、若年並 陸軍奉行 被命

榎本、其身一代被召出百俵被下置、軍艦役 四百俵高被成下

内田、軍艦頭
並被
仰付、教
授持切
被 仰付
沢、
軍艦頭
並被
仰付
田口、
其身一代
被召出
百俵被
下置、
軍艦役
並教授
被仰付、
右話候
事

十五日

十六日

此頃、^(オランダ) 唎蘭より帰国之生徒内田恒次郎・榎本・沢・田口等之身
分御拔擢之事相願ふ

十七日

十八日

⁽¹¹⁾ ^(ママ) 大坂より
ポルル氏京師 拜礼済帰府二付、為尋問金川江出張
す

十九日

ポルス氏を問ふ、并コンシユルハン⁽¹²⁾デルタック氏江跡金之事
談判、且ヂ⁽¹³⁾ナウ其他之士官御雇入之事談判

廿日

帰府

廿一日

登 營

ルグ (アメリカ特命
全權公使)

(11) ポルスブルッ
ク (オランダ総領
事・外交事務官)

(12) ファン・デル・
タック (神奈川駐在
オランダ領事)
(13) チナウクス (オ
ランダ海軍一等士
官)

廿二日 矢田堀より来状有之

夜中、ポルスより来翰、^(オランダ)囑蘭之士官俸錢之事

申来る

○^(オランダ)荷蘭人留止候ニ付、給料取調、右同役相談之上、申上置之事

ヂナウー一ヶ月貳百五拾弗 外士官 同貳百弗

^(仏) 払郎西伝習教士俸錢

惣督

上等 卷ヶ月 三百七拾五両

○日本来着迄日合ニ不拘一ヶ月分之給料相渡候事

上等士官 同 貳百五拾両

○月々給料相渡方は、前月之分後月朔日渡

下等士官 同 八拾七両貳分

但支度として、惣督江六千フランク

○食料并小遣

中等江四千フランク

之者給料等
自分入費之事

下等江貳千フランク

製鉄所^(仏)払郎人⁽¹⁾ベルニーは 月毎二八百三拾貳弗

開成所⁽²⁾ガラットマン 彼は是迄国ニ而貳百五拾弗を得たり、

(1) ヴェルニー(横須賀製鉄所首長)
(2) ハラタマ(開成所化学教師)

我が国にては俸銭年々可增加之、終ニ

六百弗ニ到るへしと云

往時崎陽伝習之節、^(オランダ) 唎蘭之士官江被下候俸銭

指揮役⁽³⁾ カツテンデイキ 一ヶ月四百五拾ギユルデン (二貫八百十二匁五分)
一ヶ年金にして五百十九兩十五匁

士官⁽⁴⁾ ハントロウエン 〃 三百廿五ギユルデン (二貫三十一匁二分五厘)

〃 ウキツヘル 同 式百廿五匁 (二貫四百六匁二分五厘)

一ヶ年 二百五十九兩四十匁

〃 医官 ⁽⁶⁾ ボンペ 〃

〃 勘定役士官 〃 六百ギユル 三貫七百五拾匁

⁽⁷⁾ セーユムゴロツエ

〃 機関方士官

ハルデス

以上、士官之分

機関方 アーケン 三百〇五ギユル 一貫九百六匁二分五厘

〃 スコイト 〃

(3) カツテンデイキ (もと長崎海軍伝習所教師)

(4) ファントローイエン (一等士官)

(5) ウィツヘルズ (二等士官)

(6) 軍医士官

(7) ウンプフローベ (主計士官) か

水夫頭 ⁽¹⁾ラツブル ヌ百ギユル 六百廿五匁

同格 ⁽²⁾ブルーシンキ 一ヶ年百十五兩ト廿匁

帆縫 ⁽³⁾ヘルフスト 百五拾ギユル 九百三十七匁五分

騎兵教授役 ⁽⁴⁾(ママ) 七拾五ギユル 四百六十八匁七分五厘

廿三日 中島三郎助 ^{来る} 出役之事を談す

廿四日 近日プロイセンと⁽⁵⁾私郎西戦争起るの風聞を聞く

廿五日 肥州之堀内六郎兵衛来訪

廿六日

チナウ已下俸錢減し方、ポルス江可談旨、兵部殿・肥後殿

より御談有之

廿七日

本日、⁽⁶⁾河内殿江^(オランダ)唎蘭之士官并役人輩参上二付、予備

之為推参

肥後殿江、大江丸桑名江御払之義、所存申上る

廿八日

(1) デ・ラツペル (掌帆長)

(2) 掌帆長属

(3) 製帆手

(4) センテユール

(普通学及び乗馬術教師) か

(5) 大関増裕(若年寄・海軍奉行 下野黒羽藩主)

(6) 井上正直(老中・勝手御入用掛 遠江浜松藩主)

ポルス之書
翰訳、
肥後殿江
差出

ポルス江崎蘭士官御雇俸銭之事掛合、同人明日金川江(神奈川)

行き各江相談、四・五日之後書翰ヲ以而否返答可致旨答

ヂナー(7)三百両 コーニング(8)式百五十両 ハルデス同断 下等士

官は百両 水夫三拾両 但毎月渡之積

住居は別段取建度、金川ニ而は借屋小家にても月毎百弗位也

と云、答て云、弁天地崎蘭之公館内可然と云

廿九日 大坂江兵隊被差送ニ付、御船回天・奇捷・長崎之三隻急々

用意すへきの命あり

晦日

於金病死

五月朔日 遠慮引

二日

三日

四日

五日 兵公(9)・肥公御出張(10)

(7) ギナウクス
(8) コーニング(オランダ海軍二等士官)

(9) 稲葉正巳
(10) 大関増裕

英之公使、海軍所ニ来る、伝習教師之住居御相談

蘭之公使より士官御雇之俸銭許容之書翰、并開

陽艦当十二日引渡之事申越す

六日

七日

蘭公使江談判 蘭之士官輩御雇ニ付ては、

○船中ニ当分住居、追而弁天公使館内江同所之事

但右相成之時は、地代公使より差出分減少之事

○帰国之節、飛脚船上客にて帰国之事

賃金此方にて遣し候事

○病氣之節は、日本之医師相掛ケ、薬礼ニ不及候事

○開陽のミならず他之船々之世話いたし、外国江出候時は乗組

世話之事、其他俸金济方、下等士官之所置等也

八日

大坂より来状、富士艦四月廿二日品海出帆、廿三日浦賀、廿五日三嶋

(1) パークス

(2) ボルスブルック

出帆、廿六日紀州須賀利浦入港、同廿七日出帆、廿八日兵庫着

四月廿九日服部筑前海軍奉行並被命、当分司農兼帶

之由申越ス、猶此程より英人撰海測量有之所、此節右

仕舞候由

九日

英之公使館江肥後殿・左京共同行、旧海軍所一見

いたし度旨申聞、夕刻公使一見として到る

十日

長心寺蘭公使江談判、ボートイン弥御雇之返答致
す、但同人一と先本国江帰り、六ヶ月後再渡之積

R. E. Tracey. ⁽⁶⁾ Kapt / Lüt.

A. K. Wilson. ⁽⁷⁾ Lüt.

R. J. C. Grant. ⁽⁸⁾ Stuurman.

J. Robson. ⁽⁹⁾ Machinist.

(3) 服部常純(のち綾雄)

(4) 赤松範清(軍艦奉行並)

(5) ボードイン(オランダ人医師 慶応二年帰国)

(6) トレーシー(イギリス海軍中佐 艦長、教頭)

(7) ウィルソン(砲術方士官)

(8) グラント(測量方士官)

(9) ロブソン(機関方士官)

右士官輩は英国より教師として我が国に到る者、

但乗組処の船は、ロデ子イと云物督船也と云

十一日

接遇所英公使江逢接

十二日 内田⁽¹⁾・榎本⁽²⁾・沢身分之事被 仰付 近日回天・奇捷出帆

十三日

英之公使江、如来寺同国騎兵之居所、其半を以て元海軍所

教師仮居館江引取候返答いたし

十四日

太田⁽⁴⁾より、亜米利人ワ⁽⁵⁾ーシ⁽⁶⁾俾留学之世話御心得候間、掛念

不可致旨申越

十五日

十六日

十七日

十八日

(1) 内田恒次郎(十日軍艦頭並となる)
(2) 榎本武揚(十日軍艦役となる)
(3) 沢太郎(左衛門(十日軍艦役勤方となる))

(4) 太田源三郎(神奈川詰の英通詞)
(5) T・ウォルシユ(アメリカ人貿易商、横浜ウォルシユホール商会経営者)
(6) 勝小鹿(海舟長男)

明日開陽艦受取二付、神奈川江出張、同所江夕刻ポルスより
来翰、明日御受取之事、品々不都合申出、直二引帰す、夜
十二時ポルス之旅館長応寺江着、対話、皆誤解ゆへ
悉く氷解す

十九日

英公使、河内殿江罷出、蘭人御雇之儀二付論あり、彼か邦
官吏閉口と云、夜十時肥前⁽⁷⁾之宅にて其転末を聞く、

且蘭人御雇之事御断可及旨、英公使江御返答

有之と云

廿日 (神奈川) 金川出張、本日開陽御受取済む

廿一日

登 營、此程蘭人御雇之事二付、英公使議せる処は、既に
海軍は英国江御頼あり、近々教師渡来すへし、然る二一応
之話次にも不及、蘭之海軍士官御雇二及ひし、其意を得ざる
所、定めて教師も到り止るへからず、亦大坂にては懇々と御頼

(7) 土岐頼徳(海軍
奉行並)

ありし、御当地にて如此は、我か解せざる所也と、此日兵部殿・

河内殿・⁽¹⁾図書殿并役々出席なりしか、更に彼弁解を聞

かず、ゆへに蘭人御雇之事御断りに可及との事にて濟たり

と云

是よりして、蘭人江御断之儀、其詞なきを以て、種々評議

あり、我か愚存を申、採用は又知る所にあらず

廿二日

廿三日

廿四日

海軍にて蘭人江被遣物一見 ○聞く、此頃^(神奈川)金川江長州

之手銃払方として夥敷渡来、尤英船にて来ると云、

英之商人ガラハ之扱に出つ、是はミニー⁽²⁾或は弓矢を

沽却して元込針打に換ゆる也と、且外邦人之評にては

我邦十八国主之外は更ニ引合す、邦家之事此十八国主と

談して定むへし、是迄之如き小諸侯輩政府之官に

(1) 平山敬忠(四月
若年寄並・外国総奉
行となる)

(2) グラバー(イギ
リス貿易商)

在て国家の事を議する者は、邦家に害あり、如何と

なれば、小侯は国之政事を知らされハ也と

廿五日

廿六日

蘭人御雇之儀断可申、且時機に因ては、拙、和蘭国迄も被差遣

へく間、右之心得にて談判可致旨、⁽³⁾兵部殿より之御沙汰、⁽⁴⁾肥後殿

御達あり

廿七日

⁽⁵⁾小栗江蘭人御雇御断二付、小拙見込且談判之趣意を話す、

同人も同意也、海軍局之者操上之儀、肥後殿江申立、是非

共相願候旨言上

蘭人ポルス并士官宛而江被下物、内田恒次郎^(神奈川)金川江持参

廿八日 長応寺江出張、蘭公使云、当地之閣参は事を談

するに足らず、直ニ上阪して、⁽⁶⁾大君に対して述へむと、終に

此儀を見合、一旦書翰を以而当地之閣老江其転末を問ハむ

(3) 稲葉正巳(老中格・海軍総裁 安房館山藩前藩主)

(4) 大関増裕(若年寄・海軍奉行 下野黒羽藩主)

(5) 小栗忠順(勘定奉行・海軍奉行並)

(6) 徳川慶喜(十五代将軍)

と云

廿九日

六月

朔日 御返翰取調差出

二日

三日

四日 奇捷船⁽¹⁾老岐守殿御乗組ニ而帰帆、富士艦⁽²⁾服部

筑前乗組^(神奈川)金川江着船

五日 蘭より帰国せし庄八⁽³⁾初、時計工大工御賞として御扶

持方御金并被 召出等之事あり

蘭公使よりの書翰御返答平山氏取調差出

英之サトウ⁽⁴⁾より、如来寺建物之儀ニ付物督江書翰差出、小子

より返答差出置

六日

七日 伝習所旧海軍局江、英之士官并惣督及ヒ公使出張

八日

(1) 小笠原長行(老

中・外国事務総裁

肥前唐津藩世子)

(2) 服部常純(海軍

奉行並)

(3) 古川庄八(水夫

小頭)

(4) イギリス公使

館日本書記官代理

(5) ケッペル(イギ

リス海軍中将)

英之軍艦惣督・公使同断、老岐守殿御宅応接あり、出席

九日

英之軍艦惣督を訪ふ、公使二日本図・撰海之国図を送る、北海の
談二及ふ、并日本海図を談す

十日

十一日 本日、蘭公使江到り、過日より之士官断之事談判、大二都
合よく、大低落着す

十二日

兵部殿江昨日之転末言上

十三日

十四日 長鯨帰帆 甲賀⁽⁸⁾・小林四⁽⁹⁾ツ時御用召有之、其他操揚之
皆御採用夫々被 仰付と聞く 本日本快引

十五日

此日、浜にて会議有之由

十六日 十七日 十八日 十九日 廿日 不快頼合

(6) ケッベル
(7) パークス

(8) 甲賀源吾(十五日軍艦役勤方となる)
(9) 小林文次郎(同)

廿一日

長応寺江行く、本日按針役フローム之事ニ付、公使⁽¹⁾兵部殿江書翰

差出す

廿二日 登 營

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日 會議断差出

廿七日 讃州⁽²⁾、開陽丸之事ニ付引籠御届出ル

廿八日

兵部殿江開陽之窮迫并御船々御困場所之事言上

廿九日

七月朔日

二日

三日

(1) ポルスブルック(オランダ総領事・外交事務官)

(2) 矢田堀鴻(軍艦頭)

四日	
五日	
六日	
七日	
八日	榎本 ⁽³⁾ ・沢御拔擢有之
九日	
十日	肥後殿蘭公使江 御尋問覆之事、同国公司取扱方 之義二付書翰差出す <small>蘭公使より、翔鶴船御修</small>
十一日	小鹿美里堅 ^(アメリカ) 国江為留学遣す二付、横浜迄出立
十二日	
十三日	
十四日	
十五日	御勘定江運送船引渡之事申上
十六日	原田吾一 ⁽⁵⁾ 軍艦役並格海軍伝習取締被 仰付
十七日	

(3) 榎本武揚(この日軍艦頭並となる)
(4) 沢太郎左衛門(この日軍艦役並となる)
(5) 原田一道(砲兵差図役頭取より転役)

安井完治、軍艦役被 仰付

十八日

十九日

廿日

廿一日 肥後殿・赤松同行、善福寺米利公使江尋問、擲彈之火管

廿二日

新發明一見

廿三日

廿四日

廿五日 此日、浜ニ而俸禄俸金江引直之事ニ付集会

本日、(神奈川)金川よりコルラード出帆、小鹿美里堅江行く、昨夜

之便ニ而云、(マニ)英公司ガラルフォルスより頼まれたる由ニ而、小鹿

華盛頓迄同行すと聞く、依之万事大都合と成る

廿六日

廿七日

廿八日 長崎にて英之水夫(4)式人・美之水夫(5)壹人・唐人式人殺害せられ

(1) 安井畑蔵(軍艦役勤方より転役)

(2) ファルケンブルグ(アメリカ特命全權公使)

(3) J・G・ウォルシュ(アメリカ貿易商もと長崎領事)

(4) イカルス号事件で殺害された水夫フォード・ホッチングス
(5) アメリカ人水夫ボルケン

たりと聞く、或は云、英之軍艦悉く長崎江廻りたるかと

廿九日

蘭公使留守ニ付、書記官江附シ、肥後殿よりポートイン江之御
書翰并兵部殿より公使江之御書翰等届方頼ミ置く

八月朔日

二日

三日

四日

五日

六日

七日

八日

九日

十日 本日、京都ニ而監察原市之進殺害せらると云

十一日

(6) クライインチェ
ス(オランダ書記生)
か
(7) ポードイン(オ
ランダ人医師)

(8) 目付 もと水
戸藩士

十二日

十三日

十四日 紀之久能丹波守より来翰、岩橋轍輔持参、内頼之事ヲ聞く

加納次郎作来る、運送船御勘定所ニ而引受たるニ依て、同人皆御預申と云、附ては乗組之者我門生中より借受たく旨也

本日、京師之事を聞く

十五日

英公使并海軍都督、浜江来る

十六日

肥後殿江倍略従、泉岳寺英館江到り、教師之手続を聞く

本日、ポルトウィン江肥後殿より之御書翰、長応寺蘭書記官江

届方頼ミ遣す

十七日 松平大隅・佐藤与之助江書状遣す

十八日

(1) 久野純固(紀州藩家老)

(2) 紀州藩士

(3) 神戸の廻船問屋

(4) ケッペル(イギリス海軍中將)

(5) 松平信敏(大目付)

(6) 大坂鉄炮奉行

十九日

並 海舟門下

廿日 英館江行く、ツループ江相談⁽⁷⁾

(7) トループ(イギリス第三補助官)

廿一日

英公使江談判、江戸ニ寄宿不宜敷、金川弁天近傍江可引之⁽⁸⁾

(8) パークス

談あり

廿二日

廿三日

英公使江引合、寄宿所夫々復旧之説なり

廿四日

廿五日

岩橋轍輔来る、五代江向ケ壺封遣す

廿六日

紀藩兩人来る、久野丹波江一封遣す

廿七日

廿八日

廿九日

晦日

九月朔日

二日 海軍士官集会之事申立、并垣輔(一)已上六人拔擢之事申上

三日

四日

五日

六日

七日 鵜殿(2)次郎、今日御用召出つ

八日 米国公使江行く、日本測量図を以て同国之士官一見

せしむ

九日

十日 会議

十一日

聞く、御収納は米四百万石、御金百万金、運上は八万

(一) 塚本明毅(軍艦役勤方)

(二) 越後長岡藩土この日軍艦役格となる

両、兵賦金四拾幾万両、

此内、製鉄所年々四拾五万両、陸軍月々五万両、同

伝習年々拾三・四万金也と云

十二日 織殿(マ、マ)今日より引込

開陽運転、兵部殿(3)・肥後殿御出、千代田形にて横須賀

江行き、ウエルニー氏(5)二面会、蟠龍船江一泊

十三日 所々一見、夕刻帰船、直(神奈川)二金川江帰る、一泊

十四日 帰府

十五日 登 营

十六日 会議

十七日

開陽近日出帆之御沙汰有之

十八日

大久保一翁来訪(6)

十九日

(3) 稲葉正巳(老中

格・海軍総裁 安房

館山藩前藩主)

(4) 大関増裕(若年

寄・海軍奉行 下野

黒羽藩主)

(5) ヴェルニー(横

須賀製鉄所首長)

(6) 勤仕並寄合

(1) 讃州、軍艦奉行並兼軍艦頭被仰付

米国軍艦シヤナトア江、江戸内海之図・大坂内海之図共二三枚

(2) 公使江頼ミ送り遣す 英館江尋問

(3) 蘭公使江尋問 聞く、英之惣督長崎江軍艦呼寄せ置、

自分も同所ニ滞在すと、又聞く、土州ニ而横浜商船より

火薬四百頓買入たりと、おもふに国人英と一戦して

其国之頑民を発かむと欲する者歟

廿日 出殿より旧海軍所江見廻 (5) 英公使来ル

廿一日

廿二日 米之公使御浜江来ル、写真有之

廿三日

本日、開陽大坂江出帆

廿四日

廿五日

廿六日 本日、物成半減上納、御役料御役扶持御廃止、俸金

(1) 矢田堀鴻

(2) ファルケンブルク

(3) ボルスブルック

(4) ケッペル

(5) パークス

被下置候趣被仰渡

廿七日

海軍教士下等士官

昨日

英之教師下等士官着之趣兩人、昨日横浜江着之旨

公使より、兵部殿書翰来る

廿八日

英之海軍教頭并士官老人着旨申越す⁽⁶⁾

廿九日

教頭為尋問、横浜江出張、

ワルス氏を尋ぬ、同人云、小鹿事は、懇意家ポストン⁽⁸⁾

之住人ホスベルス氏江委細頼ミ遣し候旨話有之、且

カ子ハムと云者近々帰国ニ付、書翰可届と云、一封ヲ

同人江託す、ワルス氏当年は一度帰国いたし^(ママ)へき也、

跡之諸事は、タントウ氏引請世話可致旨申聞ル、

リンドウ氏江も面会す⁽⁹⁾

十月朔日

(6) トレーシー(イギリス海軍中佐)

(7) ウィルソン(砲術方士官)か

(8) T・ウォルシュ
(アメリカ貿易商)
G・ウォルシュの兄

(9) 横浜リンドウ商會会主

教頭⁽¹⁾テレシ氏并士官⁽²⁾ウエルソン江面会、来着ヲ賀す

昨日、英之書記官サトウ氏江面会、同人云、長崎ニ而英之水卒殺害人は慥ニ不分、平山氏⁽³⁾と説不合、甚々悪説なり、ゆへに帰り来り委細を閣老ニ説く云々の密説を話す

二日

書記官ツループより来翰、明後日教頭江戸ニ来るへき由、書翰にて申来る

三日

蘭公使江兵部殿・肥後殿御出、御倍従^(略) 同日英館江行く、教師之手続相談

四日

五日

六日

英之教頭旧局江引移

(1) トレーシー
(2) ウィルソン

(3) 平山敬忠(若年寄並・外国総奉行)

七日

教頭江浜にて御饗応、兵公・肥後公御出有之

八日

英館江教頭来着、万事之挨拶として出張

今夕、火燈之事二付、富士艦にて不都合有之趣、公使より

兵公江申立有之、拙、同艦江出張指揮すへき旨、英

公使申立る、同夜急速金川江出張

(神奈川)

九日

英之通弁官ウエルキンソン周旋

英艦バニリスケ・払郎西艦アマー・米艦(ママ)江尋問、不

都合之取扱有之候挨拶として、甲比丹コモドル江逢接、即

日三国之武将富士艦江来り、部屋割并食料之事共

相談済む、肥田氏(5)帰府、蟠龍船来着、即刻帰府

十日

英艦并英公使之館江尋問、其勞ヲ謝す、出帆は多分

十二日払曉可然と云

(4) ウィルキンソン(イギリス通訳生)

(5) 肥田浜五郎(軍艦頭並)

十一日 小雨

十二日

十三日

十四日 出帆

十五日 ○

十六日

○英教師士官二人・下等二人・水卒四人、富士艦にて江戸江同行

夜ニ入トレシー江引渡済む

十七日

登營、火燈見分之転末、且英公使より富士艦不都合有之趣申立、其始末申上ル

○公使館江行く

十八日 ○

十九日

英公使より、兵部殿江御出之事書翰ニ而申立る

廿日

教師江面会、本日京師ニ而被仰上之大事件御達

廿一日

英公使江兵部殿・肥後殿御出、教師給料其他之

事御決議

本日、兵部殿・縫殿殿明後日御上京之事被 仰出、

且諸侯より役人并不勤江京師ニ而被 仰立之

御書付御達

廿二日

英公使江給料其他之事件引合但私人之轍
二做ふ

林三郎・一翁来訪、林か云、京師ニ而当月十三日

御参内有之、万事言上、同日列藩江御趣意御布告、

十五日 御参内、言上御布告有之と云、此間風説ニは

長藩大挙して来り、歎願之筋申立ると云、且其

節薩・土も多人数にて京師江馳登ると云々、亦

過激輩伯州大山江集会、国事を傍議杯云

教師は

二ヶ年之
年限ニ可

致旨、

日本周囲

之測量

追々可取

掛、教師ノミ

にては間に

合申間敷、

別ニ其為ニ

英人可頼

事可然と

云事、

海軍之三

筋は、陸

軍メデヨー

に当れり、故

にシヤノワン

より重く用ゆへきなりと云

(1) 松平乗謨(老中
格・陸軍総裁 信濃
田野口藩主)

(2) 林維純(麴町教
授所儒者 もと会津
藩士)

(3) 大久保一翁

(4) シヤノワン(フ
ランス陸軍参謀大尉
遣日陸軍教官)

風聞紛々、此頃土州之建言有之、終に前件之転末に押移しなりと云

廿三日

登 営 英教師江此度之仰渡等之大意を告ぐ、
是は兵部殿之口上を達す也

明曉兵部殿・縫殿殿順動にて御上板^(坂)之積

廿四日

兵卒上京 英人江逢接、教師之給料を
談す

廿五日

明日玉落知らせ有之

上納金下案、下御勘定所より御殿江来る、

此程被 仰出有りしより已後営中紛々、皆云所御職掌
元之如く成るを希哉、若御許容於無は、

君上之御東帰を希ハむと、此説官吏一定 払郎^(伝)伝習
之歩兵上京、 兵部殿・縫殿殿順動ニ而御上京

廿六日 玉落、御米拾式俵入米、御金貳拾兩卜銭 受取

廿七日 海軍教師、老岐殿江公使同道⁽¹⁾ニ而参上

昨日、桜井貞蔵より火燈見分之御手当操替受取

廿八日

廿九日 肥後殿御引込二付、罷出、云々相談

晦日 京師より御目付牧野土佐上京之兵卒差止として

東下、上京之兵卒中より引返す

十一月朔日

肥後殿江一書を呈す

風邪

引

二日 此頃、江戸江過激輩大勢入込、暴挙あるへきの風

四日 評紛々、戒心有之

五日 出殿

六日 ツループより書翰来る 原田吾一・松濤之事二付建白

七日 同人より書翰、明日公使帰府二付可来旨

吾一開成所
江移転之
事、
跡は垣輔
軍艦役ニ而
兼勤之

(1) 小笠原長行(老中・外国事務総裁)

肥前唐津藩世子)

(2) 海軍所取調役組頭

(3) 牧野成行

(4) 原田一道(十一月十日海軍生徒取締より開成所教授職へ転任)

(5) 松濤権之丞(軍艦役並、海軍伝習所通弁掛)

(6) 塚本明毅(軍艦役、生徒取締兼務)

事

尤团²⁾二江

情実委

細可談候

事、

但頭取一人

伝習掛之

事、

取調役式

三人抱人

之事、

下役一両

人同断、

翻訳方

方三・四人

浜局^{江通}

詞一兩人

香港より
横浜迄

筑州同道、公使館江尋問、教師給料并下等士官已下

操替金之事を談す

九日

此頃、十組間屋江拾万両、十人衆御用達江五拾万両、両山江廿万

両之御用金被 仰付よし、皆証書を賜ひ、御借用之体也と云

十日

甲比丹江下等士官并水夫給料之内操替可致旨談

判、并船手同心端舟稽古八時より之所、九時より始め

たき旨申談、承知有之

男沢精一郎初て来る、聞く、小山之島津淡路守屋敷江過³⁾

激徒式百五拾計り出府、是等より江戸御警衛之事敵

重内命有之、廟廊混雑すと云

原田吾一開成所教授職被 仰付、塚本垣^垣輔生徒取締被 仰付、御手当

百両被下候趣

十一日

(1) 服部常純(海軍奉行並)

(2) 鶴殿团次郎(海軍生徒取締)

(3) 島津忠寛(日向佐土原藩主)

飛脚船 賃
 上等士 官四人
 式百枚ツ、
 外八人
 百枚ツ、
 千六百
 枚
 本国より
 香港迄
 之給料
 并諸入用
 五千四
 百七十
 七枚
 六十二セント
 稽古用
 書籍其
 外
 五百廿
 ポンド
 十七シエル
 リング

本日、下等士官已下江御給料内渡、惣高式百七拾七兩式分、甲比
 丹江渡す

十二日 出営

聞く、此程御書付にて、歩兵上京せしにより、御入費拾四・五万を失ひ
 しと云、亦都下暴発之風聞にて、営中紛々たりしも、大二沈

静せり ○御家人より半高差出へき旨命有りしに、いまた

五万金ならては上納集らす、御見込通りに到れば惣高

三百万程成れとも如何哉、勢量るへからすと云

十三日

築州江教師尋問 本月十日に差出候英公使之書翰

和解御城より来る、但教師航海之入費・給金等之事也

十四日

英之書翰御返答案認差出す

十五日 吉原にて歩兵喧嘩之事あり 此暁中井新右衛門江盜賊

十六日 ○日本沿海凶出来二付、閣参江献す

肥田来る、江東之一件瓦解と云、本国寺之水府家臣へは、

水公より御手当不出、官より月々百石五百兩被下と云、是

は竹田・大場之徒なり

十七日

昨夜、回天にて兵部殿・縫殿殿初メ帰府有之

十八日 仙台家老但木土佐来訪、艦之話有之

十九日

兵部殿江罷出、云々相伺

廿日

廿一日 軍艦組伝習願之者一同教師江引合

廿二日

教師教授之時其他規則之事相談 ○大坂佐藤江一封頼ミ、

尤蟠龍船近々出帆ニ付、右江附、越・久留米・奥平江之

届物皆佐藤江属す

廿三日

(1) 徳川慶篤(水戸藩主)

(2) 武田耕雲斎(もと水戸藩執政 元治二年刑死)

(3) 大場一真斎(水戸藩執政)

(4) 稲葉正巳(老中格・海軍総裁 安房館山藩前藩主)

(5) 松平乗謨(老中格・陸軍総裁 信濃田野口藩主)

(6) 佐藤与之助(鉄炮奉行並 海舟門下)

甲比丹横
浜江出張、
英之物督
来着二因
る

何礼・甲⁽¹⁾
源兩人⁽²⁾
生徒取
締被仰付

朝陽は

教師回天・朝陽一見として罷越、同道、朝陽稽古船之積話有之

廿四日

軍艦組伝習本日より初む蟠龍艦出帆、平山氏乗組⁽⁷⁾松平大隅・酒井十之允江一封宛、但木土佐江為持遣す⁽⁸⁾、⁽⁹⁾但木土佐江為持遣す⁽¹⁰⁾

廿五日

ウイルソン、朝陽艦江水夫同心廿人程乗組せ可申旨談有之

本日、金川（神奈川）ニ而公使館江（ウイルキンソン）氏 教頭航海入用其外老万

四千式百七拾式弗七二八六相渡候由

此内、教師江相渡給料は戻候趣也

廿六日

蘭公使江行き、ハヨーマル之事を談す、男沢江船図差遣す⁽¹³⁾

廿七日

教師江兵部殿ニ而御招き之事を談、十二月朔日罷出候趣申聞ル

長応寺よりハヨーマル之代附書翰差越す

廿八日

教師ゴンセット井水夫同心三十人、朝陽江乗組せ候事を談す、他に

(7) 平山敬忠(若年寄並・外国総奉行)

(8) 松平信敏(大目付)

(9) 越前藩士
(10) 陸奥仙台藩士

(11) 何礼之助(開成所教授並・海軍伝習所通弁掛頭取)

(12) 甲賀源吾(軍艦役勤方)

(13) ボルスブルック(オランダ総領事・外交事務官)

水夫廿人
火焚十五人
士官五人
右乗組
定人数
教師申
立

乗組之者服章可定事、大工乗組せ候事、ハンモック之事、

二夕通は造事、本日教師士官并其他給料受取書

甲比丹より差出ス

内四千貳百三十三枚 給料ニヶ月分
百八十八枚 家具代不足分
三百二十二枚 甲比丹預り

一弗は四シルリング三ペンス 百枚は三百十四卷分ニ

廿九日 昨日、肥後殿より返書来る

教師江朝陽乗組五人士官之事を相談

晦日 今日より四日迄キリストマースニ付、伝習休

十二月朔日

兵部殿江教師并士官罷出

二日 休 京極主膳正殿海軍奉行、稲垣若狭守海軍奉行並被仰付

三日

登城 日本周国測量并蘭人ポウトイン之取扱掛松本良順・

林洞海兩人可被仰付如何之事、主膳殿御話

(1) 京極高富(若年寄・御国内御用取扱丹後峰山藩主)
(2) 稲垣太清(近江山上藩主)
(3) ボードイン(オランダ人医師)
(4) 西洋医学所頭

四日

出局 教師上野一見之事差留方談判、英人許容す

昨日、立川帆平⁽⁶⁾倅之事并田口俊平跡式之事、懇願す

小泉亭
矢野隆平

五日

備後殿を教師江引合す⁽⁸⁾

礼之助
手伝
相願候事

六日 教師より申出ケ条

○良工之大工兩人為乗組可申之事但教師之申付之通諸普請為致候事

○乗組可成丈速に遣し可申候事

但乗組水夫・火焚は一樣之衣裳にいたし可申事

○乗組之水夫・火焚は、釣床為持遣し候事蒲団々ッ宛

但着替其他之手道具は提袋二いたし候事

○帆縫乗組せ可申事

○英人ムーデーより差遣候間、右之小使老人遣し附置候事

○楫新規可造候事

但廿八本、長サ十六尺

取

(5) 奥医師

(6) 軍艦取調役組

頭勤方

(7) 海軍所御用掛

十一月十八日死去

(8) 川勝広運(若年

寄並)

○横浜ニ在留外国船大工江、大ボート壹艘造らせ可申事

但追々造製いたし可申候間、先雛形ニ壹艘外国人江為造候事

主膳殿⁽¹⁾・若狭殿教師江初而御逢有之

大坂讃岐より来状、先月晦日附、云、

兵庫大坂ニは、英米併せて十二・三艘⁽²⁾内商船は一艘にて、
悉く軍艦なり、諸藩

之船・我船併せて十七・八艘、昨日午后、明石之方より薩・芸之

蒸気船、長之帆前船三艘、
紺地ニ白紋一を引き、都合九

艘当所を通り抜け、尼崎ニ投錨云々

近日雜聞

本月十五日夜四ツ時頃、京三条通り油屋⁽³⁾土藩後藤象次郎⁽⁴⁾
寓宿、此頃大坂江下り不居合

坂本龍馬を尋武士三・四人罷越、案内を請候故、取次之者

名札請取、二階江上り云々申聞る折、既ニ武士後より取次之者

を切掛ケ、跡より進む者龍馬ニ打掛、其内同所江談話に

参り居候同藩陸エン隊頭吉田某江切掛、
兩人共痛手追、⁽⁵⁾

(1) 京極高富

(2) 稻垣太清(海軍奉行並 近江山上藩主)

(3) 矢田堀鴻(九月軍艦奉行並となる)

(4) 土佐藩士

(5) 志士 土佐藩出身 海舟門下

(6) 中岡慎太郎(志士 土佐出身)のこと

龍馬は即夜息絶、吉田は暁迄死きらぬ趣

当月廿二日、土藩六百五十人余大坂着之趣、同夜八ツ時薩

藩村瀬丹後・島津某組下七百人召連大坂着、即夜

上京之よし ○廿四日、薩船天保山沖江着、廿五日暁、人数

三百人計上陸、大坂邸内江入る

同日、肥前・肥後之船大坂着、人数無シ、国産積廻而已

同日、土州家老孕石主計上下五拾人、西野総右衛門五拾人

計着船、即夜上京

廿五日、薩人数貳百人計京地出立、大坂江下着、兵庫・堺江

分れ参候由、同日紀之水野大炊頭人数貳百五拾人召連、

廿六日上京、廿七日芸之⁽⁸⁾太守父子人数大勢召連、九時

頃伏見着、即日上京云々

七日

西洋
教師江十二月分給料相渡、洋銀貳千三百七拾壹弗七拾九セント五分

洋銀百枚二付三百十四一分 此金千八百六拾一兩一分 一弗四拾七匁一分替
内先月預ケ置分貳百八拾七兩貳分引

西洋千八
百六十九年
本日生徒
入寮
七拾一人
但通弁共

(7) 水野忠幹(紀州藩付家老)

(8) 浅野茂長(芸州藩主)と茂勲(同世子)

八日

○教師江増上寺御靈屋拜見之事御聞濟之趣申談す

九日

○

十日

教師・弘⁽¹⁾郎人兩人同道、芝御靈屋江罷越す

十一日

瑞⁽²⁾西国書記官并公使江逢接、船之事を云

主膳殿江⁽³⁾蘭鑑三郎御手当之事歎願并回天之事言上

⁽²⁾此氏献上
之端舟之
出来

Consul ge
neral de
Suisse

Eduard Schnelle Hamann Siber la Confédération
Jok 44

十二日

水夫五拾前^人釣床・胴服・股引共申附る

朝陽船江甲比丹同行

十三日

(1) 乙骨豆(のち上田綱二 海軍伝習所通弁御用手伝出役)

(2) シベール(スイス総領事代理) および書記官のスネル、ペルゴ

(3) 海軍伝習所翻訳掛頭取

甲比丹朝陽江罷越

一、寄宿附下役兩人申渡度候事、并小使部屋一ヶ所御取建

一、算術手伝兩人、但俄ニ被仰付候共、何礼之助門生ニ而召連

兩人ニ而一方宛御手伝被下候様致度候事

一、端舟二艘出来ニ付、釣掛候所御出来之事

一、御場所江旗竿御取建之事

○釣床囊フランクットは五拾人前申附置候事

○水夫同心廿人朝陽船江為乗組候事

○英下等士官兩人同船江為乗組候事

寄宿所江医者見廻せ度事

御船江英人往来并滞留之折は、別手組之所置如何可致事

水夫同心稽古江罷出候者は、一度之御賄貳兩五分宛之積り

申上置候間、右ニ而朝陽乗組廿人江当分御賄被下度候事

十四日

昨日、三方 蘭鑑二郎三方 翻訳頭取被仰付、拾人扶持被下置

兵賦上納金之事、織田和泉より申来る

右鉄三郎江頼
下役江納方
致候事

上納申兵賦金之事

金老両老分 銀拾三匁 但六拾目替

右、是は当卯年兵賦金、書面之通申納申処

仍如件

慶応三卯年十二月廿一日

軍艦奉行
高三千石内式拾式石地方
勝安房守 印

御勘定所

不快引

聞く、京師にて毛利御免、職位如元、三条殿初復職、

十五日

十六日

十七日

会津・桑名依願御役御免、会は二条城二入、九門

は越・芸・薩・土・備之御固と成、銃装抜劍、頗る

殺気ありと、両天奏衆・摂政殿下も御職免

有之、我

大君も將軍之御職被為脱と云、且聞く、此月十日

後聞無之と云
御参内、十一日夫々被 仰出有之之由、江都未夕定信不聞、嘗

(1) 織田信重(勘定奉行・箱館奉行)

(2) 毛利敬親(長州藩主)と世子広封

(3) 三条実美(公家もと国事御用掛)

(4) 松平容保(京都守護職 会津藩主)

(5) 松平定敬(京都所司代 伊勢桑名藩主)

(6) 酒井忠毗(越前敦賀藩前藩主)

(7) 飛鳥井雅典・日野資宗(武家伝奏)

(8) 二条斉敬
ほか

(9) 徳川慶喜

中上者、十六日頃御親藩江右等之談有りしと云、天下之安危

近日ニ迫る、愚存を記して、明日閣老江呈せむとす

是等之説、雲藩小田要人之内話

十八日

十九日

廿日

廿一日

廿二日

廿三日

本日二ノ丸炎上、押而登城、兵部殿・主膳殿江当今之大事件ニ付建

言

廿四日

海軍伝習局出張、納会

太田源二郎(10)より米国粹(11)より之書状差越す、十月十四日附、米国ロキ

シヨボロイ着之旨申越す

(10) 神奈川詰の英

通詞

(11) 勝小鹿(海舟長

男)

本日寄宿人四名差戻之事并甲賀⁽¹⁾・松岡等⁽²⁾大坂江被差遣之事
等談す ○今夕、英之海軍惣督キップル氏⁽³⁾当所江^(ママ)因来、小子江
明日出張可面会之旨、番頭申聞る

廿五日 泊

薩州屋敷火あり

○出局 英之惣督キップル江面会

廿六日

廿七日

出局 ワルス⁽⁴⁾より来翰、何子江⁽⁵⁾和解頼ミ遣す

廿八日

何礼之助・柳屋謙太郎⁽⁶⁾・蘭鑑三郎江百五拾兩御入用金之内
拝借いたし遣す

廿九日

五百兩俸金引当ニ而局より借用

(1) 甲賀源吾(軍艦
役勤方、海軍生徒取
締)
(2) 松岡磐吉(軍艦
役)
(3) ケッペル(イギ
リス海軍中将)

(4) T・ウォルシ
ユ(アメリカ人貿易
商、横浜ウォルシユ
|| ホール商会経営
者)
(5) 開成所教授並
海軍伝習所通弁御用
頭取・海軍生徒取締
(6) 柳台謙次郎(海
軍伝習所通弁掛)

三卯
四辰

晦日

出局

正月元日

御礼登城

二日

出局 肥前殿 此頃甲賀・松岡・中島順動ニ而大坂江出帆

松平大隅・矢田堀江書状遣す

三日

出局

四日

太田江セルメント船之事承ニ遣す

五日

伝習稽古初メ

出局 兵公・主公江、局之事并鈴藤・福岡軍艦役江転役之願

願ふ、且肥田氏見込申上度旨建言

六日

登城 兵部殿・主膳殿江軍艦役之事申立、此頃局中不穩、右等之転

末申上

(7) 土岐頼徳(海軍奉行並)

(8) 中島三郎助(軍艦役勤方)

(9) 松平信敏(十二月大目付より大坂町奉行に再役)

(10) 矢田堀鴻(軍艦奉行並)

(11) 稲葉正巳(老中格・海軍総裁 安房館山藩前藩主)

(12) 京極高富(若年寄・海軍奉行・御内御用取扱 丹後峰山藩主)

(13) 鈴藤勇次郎(軍艦役勤方 八日軍艦役となる)

(14) 福岡久右衛門(軍艦役勤方 八日軍艦役となる)

(15) 肥田浜五郎(軍艦頭並)

(15) 肥田浜五郎(軍艦頭並)

七日

出局

八日

教師江給料相渡

洋銀貳千三百七拾一弗七拾九セント五分
此壹分銀七千四百四十七百弗二付
金千八百六拾老兩三分 銀三百拾四替

九日

当月三日、京師ニ而變有之旨、町使有之

十日

十一日 開陽歸船

十二日

御東歸

十三日

十四日

十五日

空議 参政堀惑⁽¹⁾死於御用部屋自殺す

十六日

十七日

此夜 海軍奉行並被 仰付

十八日

越前江参与二差出書付頼遣ス⁽²⁾

×^(給筆)

(1) 堀直虎(若年寄・外国総奉行 信濃須坂藩主)

(2) 松平春嶽(慶永)

十九日 三道之城主江愚存書付廻す、庄内家御留守居江詫ス^(註)

廿日

廿一日

廿二日 公議衆会之事建言

廿三日

今夜、陸軍惣裁若年寄被 仰付、若年寄之格は論ずる

所あり、御免相願ふ

此度之転役は、陸軍士官懇望申立に因て被 仰付

廿四日

席之処、若年寄次席と可心得旨御書付出る

廿五日

会藩三村勝之丞来る 米国より之書翰太田より相達、十一月出

廿六日 今朝弘^(註4)郎教師シヤノフン来訪 (越林^(註1)矢五郎来る

陸軍役々引込者多し、夜佞郎^(註5)ミニストル江行き、面会

廿七日

議定 越前藩前藩主)

(3) フランス陸軍
参謀大尉・遣日陸軍
教官

(4) 越前藩士

(5) ロッシュユ(フラ
ンス全権公使・総領
事)

④ 弘教師江尋問

廿八日

廿九日 横浜ヲロス方江、太田源三郎を介し為替金貳千三百

両、小鹿・富田⁽²⁾・高木三人分持せ遣す(浜武・山田持参ス)

朔日

二日

三日 花川江一書を附して、西郷⁽⁵⁾・海江田江送る

四日 三番丁江到り、歩卒江申渡

五日 此夜、三番町屯所之歩四百人計脱走、高田馬場并板橋江

出張、歩卒は八王子⁽⁸⁾寺辺江引、乱妨

六日 西丸下并大手前歩卒江申渡

七日 此夜、三番丁之歩卒五百人計脱走、千住より奥州江落つ

八日

九日

十日

二月

卯年

十二月分

三百三十三
両卷分

内 五匁

二百両
御殿江返
二分遺物

(1) T・ウォルシ

(2) 富田鉄之助(陸奥仙台藩士)と高木

三郎(出羽庄内藩士

ともに海舟門下 小

鹿に随行して渡米

中)

(3) 浜武新助(肥後藩足軽 海舟門下)

(4) 薩摩藩士か

(5) 西郷隆盛(薩摩藩士 参与・海陸軍務掛)

(6) 海江田信義(薩摩藩士 桑名征伐参謀)

十二日

此⁽⁷⁾ 君上東台江御移有之、陸軍頭並已下江於西丸屯所説諭、

大低青色

十三日

シヤノワン江尋問、同人公使⁽⁸⁾ニ因て、近々横浜江引取と云

十四日

英教師江尋問 「小川町屯所ニ而働之一番大隊ヲ勞ふ

出營

十五日 此夜、小頭政吉悪意有之、小頭忠吉を切殺シ出奔ス

八王寺江脱走之兵卒式百人計新宿迄帰る、申諭武蔵孫

左衛門江遣す ○太田源三郎江頼、⁽⁹⁾ 蘭公司江鉄筒払

之方申試む

十六日 医学館并松本良順方手負尋問 ○本願寺下妻并

松井某を訪ふ、不逢 ○参政并藤沢⁽¹¹⁾江一書を送る

十七日 越之本多修理江託し、参与江一書を呈す

(7) 徳川慶喜

(8) ロッシュ

(9) ポルスブルック (オランダ総領事・外交事務官)

(10) 西洋医学所頭

(11) 藤沢次謙 (陸軍副総裁)

(12) 越前藩家老

東台
拜趨

十八日

十九日

廿日 川勝江行⁽¹⁾、心裡を申す

廿一日 唐津老侯・男谷・本目を訪ふ

廿二日

廿三日

廿四日 確堂公江参上、本所江行、藤沢ヲ訪ふ

廿五日 此日、陸軍惣裁御免、軍事取扱候様被仰付

廿六日

廿七日

廿八日 信太手⁽⁴⁾附被仰付

廿九日

晦日

三月朔日 江川隼太手⁽⁵⁾附被仰

二日 松濤已下手⁽⁶⁾附被仰付、薩人三人御預被命、受取る

(1) 川勝広運(若年寄、国内御用取扱)

(2) 小笠原長行(肥前唐津藩世子、十日老中を罷免)か

(3) 松平確堂(齐民美作津山藩前藩主)

(4) 信太歌之助(軍事掛手附・総房三州鎮静方)

(5) 江川永脩(軍事掛手附)

(6) 松濤権之丞(軍事掛手附・武総鎮撫方)

三日

信太江式百両并大砲・小筒たゞみ具足・長杵等拝借相済

四日

五日 益満休之助を同行して、山岡鉄太郎駿府江出立、西郷軍門江

一書を寄す

六日

七日

八日

九日

十日

十一日

十二日

十三日

十四日 西郷吉之助江面会、天下之大勢愚存書を送くる

西郷江再会、諸有司之歎願書相渡し、愚存を述べ、并同人

(7) 益満休之助・肥後七左衛門・南部弥八郎(薩摩藩士)

(8) 山岡鉄舟(精銳隊頭)

(9) 西郷隆盛(薩摩藩士 参与・大総督府参謀)

督府伺として明日出立、依て明十五日江城侵撃之日限延引之命を下たさむと云、小拙此両日は全力を以て談判す聞、一橋殿軍門江降参、御門主は形勢不分明之御挨拶多くして、諸隊頗る疑念を生するの内話あり

十五日

御門主之陪僧覚王院明日帰府を聞く、歎願頗る不利なりと云、嗚呼、上下皆規模狭小にして邦家を誤す、独微臣の力是を支ゆる不能、打胸長歎す

十六日○

品川にて相良已下先鋒隊長ニ引合

十七日

○田安江殿中引移

十八日 相良江一書を送くる

新宿二陣する土州家隊、尾州上屋敷江操込

十九日

(1) 一橋茂栄(一橋家当主)もと尾張藩主徳川茂徳

(2) 輪王寺宮公現法親王

(3) 覚王院義観(寛永寺執当)

(4) 相良長発(治部薩摩藩士 東海道先鋒隊)

(5) この記事が十六日に入ることを示すか

法王東帰⁽⁶⁾

廿日 信太より藤代昌使として来る

廿一日 英人サトウ来訪、当節之我所置宜敷旨話有之、西郷吉之助
上京之話あり

廿二日

薩邸肥後并南部出立之事申聞ル

廿三日 肥前島団右衛門来る、大原殿横浜江着、内話有之

廿四日

廿五日

廿六日

横浜江行く、大原殿江拝趨、天下之形勢を以而説破す

廿七日

大原殿江参上

英公使并同国海軍惣督キツペル氏江面談、懇切之話
有之

(6) 公現法親王

(7) イギリス公使
館日本書記官代理

(8) 肥後七左衛門
(薩摩藩士)

(9) 南部弥八郎(同)
(10) 島義勇(肥前藩
士)

(11) 大原重実(海軍
先鋒)

(12) パークス
(13) ケツペル

信太生
来る、百
兩渡ス

廿八日 大手前第一大隊下役情実を告ぐ
小田井蔵太来る、薩陣江行き、結城一戦之事を任せしむ

帰府、川勝江一書を送る ○英之サトウ江一書を送る

廿九日 西郷来るの語りアリ、昨日金川江着（神奈川）、英と連接之由、島二話ス

肥前島团右衛門・夏秋又三郎来る、大原殿内意を話す

○泊蔵辻番所高見清三郎来る、意中を内話す

晦日

英之サトウ并スナツプ船将来訪、国事之内話有り

四月朔日

英船江尋問

二日

三日 上様（3）以思召、警衛士五名を賜る

明日勅使西城江入り、寛典之御所置被 仰渡ありと云

四日 勅使兩名（4）、参謀五名入城（5）

土方歳三来る、流山転末ヲ云 ○村上俊五郎来ル（6）

玉落
為知

(1) 彰義隊頭

(2) 川勝広運(若年寄、国内御用取扱)

(3) 徳川慶喜

(4) 橋本実梁(参与
東海道先鋒総督兼鎮
撫使)と柳原前光
(参与助役、東海道
先鋒副総督兼鎮撫
使)

五日

出殿

六日 石坂周造来る、西郷江行く趣申聞ル

御役金五百兩受取書相渡る

七日

御役金受取、但下御勘定所江家来差出

山岡・村上・秋月・林来訪、山岡より村上已来生活之談

有之

八日

河内武彦江、村上・石坂已下生活料百兩渡す

此夜、海陸軍局中同士紛々之事あり(11)東台より御直書
参謀可談旨

九日

白戸石介海陸軍一同歎願書持参(12)大意、尾州江城御預ケは
不応命、武器御取揚同断云々

○大久保一翁と共に、池上御先鋒之参謀江談判す(13)
(14)

(5) 海江田信義(東

海道先鋒総督府参謀

薩摩藩士)・木梨精

一郎(東海道先鋒総

督府参謀 長州藩

士)・安場保和(肥

後藩士)・西郷隆盛

(大総督府参謀)・吉

村長兵衛(津藩士

五月二十日大総督府

下参謀となる)

(6) 新選組副長

(7) もと浪士組 阿

波藩出身

濃出身

(8) もと浪士組 信

(9) 秋月悌次郎(会

津藩士)か

(10) 林三郎(麴町教

授所儒者 もと会津

藩士)か

(11) 徳川慶喜

(12) 陸軍副総裁

(13) 若年寄 国内事

務取扱

(14) 海江田信義・

木梨精一郎

十日

一翁と池上江同行、尾州江御相統之理絶而無之、東府士民
生産ヲ失ハさせ候儀、御所置於而無之旨、參謀木梨

精一郎・海江田武次申聞ル

此夜、以 思召御刀 拝領、頃日より尽力、御思召貫徹、徳

川家御社稷之事 天朝厚く御沙汰之旨、且 君上⁽²⁾ 御

先鋒軍門江降るへき事并備前江御預之事御取止之

等尽力ニ因て也云々、 上意有之

十一日

御城并武器御引渡済ミ 君上水戸江御発途

八日夜より本日夜迄、四方江奔走、一朝不測之變あらは

官軍江駈入其罪を一身ニ乞ハむと決意す、幸ニ無

事成るは、天歟命歟

十二日 大久保一翁来訪

昨夜、軍艦不残脱走、歩卒撤兵追々脱走之者

(1) 徳川義宜(尾張藩主)

(2) 徳川慶喜

不少、此輩皆 上 天朝之命ニ背き、 君上之厚命に

反す者 使番兩度脱走之事可談旨、 田安殿(3)より申越ス

十三日 兩卿御入城有之と云

一翁殿来訪、大原卿江接逢として御出

木梨精一郎より来翰、軍艦脱走ニ付て也

英サトウ・井上八郎(5)・関口権輔(6)・石坂周造来る

十四日 本日、大惣督御入城

大久保大和門人福田平馬来る、大和之事頼ミ置由

木村道之助脱走人引戻の見込申聞る、梅田国之輔(10)・何

礼之助来る、三番町兵隊不穩ニ付、紀州家ニ而沈撫可致(鎮)

見込之由申聞ル

十五日

去ル十一日夜、軍艦房州江遁走ニ付、引戻方田安殿并官

軍より頻ニ申来るといへとも、思ふ所あり、敢て不応命

十六日

(3) 田安慶頼(田安家もと当主)
(4) 橋本実梁・柳原前光

(5) 遊撃隊頭並

(6) 関口隆吉(居留地掛町奉行支配組頭)

(7) 有栖川宮熾仁親王

(8) 近藤勇(新選組局長)

(9) 近藤周斎の門人

(10) 開成所教授並

今暁、御先鋒より田安殿迄、軍艦之事二付一翁・小拙江御委任
之書付御使番持参、引戻として出張

十七日

軍艦不残品海江乗戻、田安殿江申上る

十八日

佐久間藩五郎・関口権助来る
⁽¹⁾松平能登守家老小菅五平次来る

十九日

平岡庄七、田安殿御使として海江田江一封遣す
⁽³⁾来る

廿日 軍艦引渡之事二付、日夜田安殿より御使来る

廿一日

廿二日

廿三日 海江田江行き、軍艦引渡之談判且書付受取り、軍艦江遣す

廿四日

廿五日 山岡来る、市中取締、石坂・村上之事相談、且井上八郎陸軍
⁽⁵⁾

廿六日

奉行江技擢之事、参政江一書を呈す

⁽¹⁾阿部より
砲兵之
事申来ル

(1) 松平乗命(もと
陸軍奉行並 美濃岩
村藩主)

(2) 町奉行

(3) 目付・田安家
家老並

(4) 阿部邦之助(も
と目付 総房三州鎮
静方)

(5) 山岡鉄舟(精銳
隊頭 この日大目付
を兼帯)

【海舟日記 六】に付属する文書】

a 慶応三年二月十五日〜廿三日条に貼付

覚

私悴小鹿儀、米利堅国江留学

御聞濟相成居候処、未夕
相願候処、未夕便船等も無御座候二付、

便船御座候内、迄兩三ヶ月程於
横浜表語学所英語

伝習相願度奉存候、依之此段奉願候、以上

二月廿三日

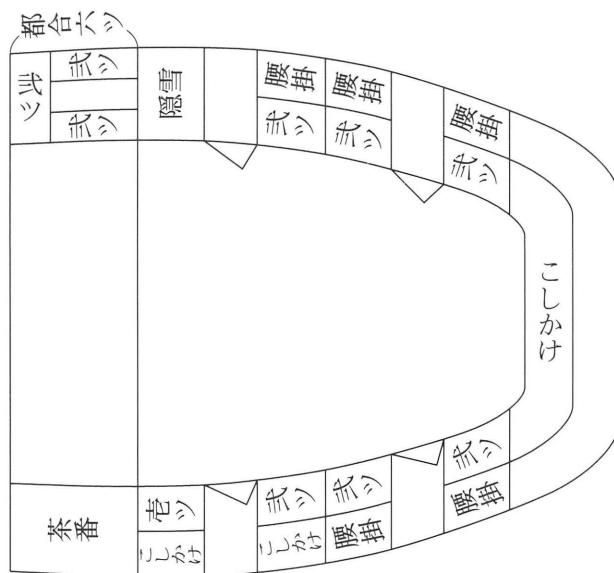
勝 安房守

b 慶応三年三月十五〜十八日条に貼付

蘭公使一人 上等土官三人

老岐殿 外国奉行一人

御目付三人 御勘定奉行二人



c 慶応三年三月十三日条に貼付

右長鯨乗組人員 兵部殿御直書

日記中に挟み込まれた文書

d

二月廿七日奥坊主林悦より受取書付	
長棹位之大行李	五
中行李	一
一間位之長サ御掛物	弐
象皮	三
小行李	六
樽	五
右翔鶴丸江可積込御用物	

e

其身一代五拾俵	榎本
百五拾俵高軍艦役	
是は少々下ル	沢

f

身分今迄之通藩士
一生之五七口被下置
出役

田口

四百俵^{二金}_{一米}之割二而

米百三十三俵一斗一升六合
百俵三百兩相場二見積

此金四百兩式朱程

金 百八拾六兩老分程
百俵七十兩相場二而

米金合 五百八十六兩程

別二拾五人扶持 百俵二付
二百兩相場

此金百五十兩

合七百三十六兩

二百俵^{二金}_{一米}之割二而

米六拾六俵二斗三升二合
百俵三百兩相場二見積

此金貳百兩

金 九拾四兩
百俵七十兩相場二而

米金合 二百九拾四兩

御役^金七百兩

都合九百九十四兩

前後
之差

二百五十八兩

四百四拾

八兩

十月五日 肥後殿御直

同日御書付 覚

肥後御直被 甲賀源吾

仰付 塚本垣輔(通)

伝習掛重立可取扱候様可被申渡候

塚本録助

森本弘策

古川節蔵

伝習掛可被申渡候

養祖父山県勝助死御代官手附
 養父小田切周右衛門死書替手代
 実祖父鈴木斧吉死御徒
 実父鈴木伊兵衛死御徒
 長崎奉行支配定役
 山県精三郎
 卯三十一歳

高三拾俵三人扶持 本国 甲斐
 生国 武蔵

外 役扶持 三人扶持
 役金 三拾五両
 拝領屋敷無御座候

安政二卯年八月七日養父明跡江御抱入被 仰付、同六末年四月十八日長崎奉行支配
 定役出役被 仰付、文久三亥年正月十六日長崎奉行支配定役被 仰付、当卯年迄
 御奉公十三ヶ年相勤罷在候

(方眼紙下敷一枚 口絵写真15参照)